

要 請 書

2013年10月7日

水俣病事件が公式に確認されてから、57年。水俣病被害者が1972年のストックホルムでの国連人間環境会議に参加し、「水俣病の悲劇を繰り返すな」とアピールを発してから41年が経過します。私たちはようやく水銀規制の条約が結ばれ、水銀削減の世界的枠組みがスタートすることに期待を持っていますが、この条約で直ちに水銀汚染がなくならないことも事実です。熊本県は日本政府がこの条約を「水俣条約」と命名し、水俣病の教訓を生かすと表明したことを支持してきました。そのことは熊本県が水俣病の全容を解明し、被害を過小評価せず、世界に水俣で起こった事実を教訓にし、世界の水銀汚染防止に積極的に貢献することの表明であると考えます。水銀条約外交会議開催を機に以下のことを要請します。

1、 水俣病被害の全容解明と被害者賠償、補償制度の確立

水俣病の教訓を伝えようとするなら、水俣病被害の全容を解明し、メチル水銀が起こした健康被害の事実を正確に伝える義務があると思います。また、そのことは被害者に対してその被害にあった賠償をおこない、補償制度を確立すべきです。

2、 水俣病発生・拡大に至る責任の検証

水俣病の教訓にとって最も重要なことは、その発生・拡大に至る責任を検証し、その失敗を繰り返さないことです。加害企業チッソの責任と共に、その検証作業に取り組んでください。

3、 水銀排出ない社会の確立（水銀ゼロの熊本・水俣モデル確立）

現状では、県内においても水銀の利用は続けられています。直ちにその利用を抑制し、水銀の回収をおこない、被害を拡散させることなく、永久保存のための方策を講じてください。そのため水銀ゼロの社会への条例等を制定し、熊本・水俣モデルとして日本全国や世界の見本となる仕組みを確立してください。

4、 汚染サイトの再検証と安全な処理体制の確立

水俣湾だけでなく、宇土や大牟田（福岡県）など過去に水銀汚染があった汚染サイトが存在します。その実態を検証し、安全な処理体制を確立してください。

5、 水銀条約の実施及び推進のための機構整備

今回の水銀条約は遵守義務のない自主的条項が多く、責任と義務が明確にされていません。より強い条約をして、水銀規制に効果のあるものとなるよう熊本県としても、国連環境計画（UNEP）やその他関係機関とともにその推進をおこなう機構をつくり積極的に貢献してください。

水俣から水銀条約を問う会

代表 坂本しのぶ

連絡先：熊本県水俣市南福寺108

TEL/FAX 0966-63-8779 Email:ezg01444@nifty.com